

堺市監査委員公表第17号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年4月14日

堺市監査委員	小堀清次
同	田淵和夫
同	藤坂正則
同	播磨政明

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	出資団体監査 (地方独立行政法人堺市立病院機構)	
監査実施期間	令和4年8月1日 ~ 令和4年12月21日	
措置を講じた部局等	健康福祉局 健康部 健康医療政策課 地方独立行政法人堺市立病院機構	
指摘事項等	措置内容	所管部課等
<p>2 経理について</p> <p>(1) 令和3年度において、大阪府から新型コロナウイルス感染症等に関する協力金の交付を受けているが、当該協力金にかかる会計処理に以下の誤りがあった。</p> <p>ア 病院機構は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理を税抜方式により行っている。大阪府から交付された協力金6,324万2,800円は不課税取引であるにもかかわらず、誤って課税取引として処理し5,749万3,465円で収益計上していた。その結果、消費税等の申告額も誤っていた。</p>	<p>協力金は、大阪府からの通文書等に「報償」として交付すると記載されており、病院全体に対する謝金として対価を得ていると判断したため課税取引として処理をしていました。</p> <p>今回の御指摘により大阪府へ確認した結果、不課税取引であることが判明したため、今後は不課税取引として収益計上します。</p> <p>再発防止策として、今後は、文書上の用語のみでなく、取引内容を慎重に検討した上で処理を行います。</p> <p>また、検討した結果、不明点がある場合には担当者が都度、取引相手（大阪府）や税務署に確認のうえ、処理するようにします。</p> <p>是正した場合の令和3年度</p>	地方独立行政法人堺市立病院機構

<p>イ 行政サービス実施コスト計算書では、損益計算上の費用から補助金等の収益以外の収益を控除した額を行政サービス実施コストとしている。病院機構は、行政サービス実施コスト計算書において控除すべき収益ではない協力金（5,749万3,465円）を費用から控除していたため、行政サービス実施コストが過少に計算されていた。</p> <p>3 財産管理について</p> <p>(1) 病院機構会計規程では、土地・建物のほか、工具器械備品等で取得価額10万円以上かつ耐用年数が1年以上のものを固定資産としている。</p> <p>化学防護服6セット（計120着、取得価額204万円）について、1着あたり10万円未満であるにもかかわらず、誤って固定資産として貸借対照表に計上していた。</p>	<p>消費税申告額は、3,961万4,000円となります。</p> <p>既に納付した額は4,344万5,500円のため383万1,500円過納していますので、税務署へ確認しながら更正の請求手続を行い、令和4年度決算へ反映させます。</p> <p>行政サービス実施コスト計算書についても、上記アと同様に病院全体に対する謝金として処理していました。</p> <p>今後は、御指摘の協力金は控除すべき収益に含めずに作成し、再発防止策として、収益の個別の内容を精査した上で同計算書を作成します。</p> <p>契約書の仕様書には、化学防護服6セットと記載されていたため、経理担当部署において10万円以上の固定資産として登録しました。</p> <p>本来は固定資産として登録する必要がなかった商品のため、年度内に費用化します。</p> <p>今後は、購買担当部署と経理担当部署で購入物品の内容を適切に伝達するなど、業務に係る連携について見直し、仕様書を作成する段階で、数量や単位の確認を念入りに行います。</p>	<p>地方独立行政法人堺市立病院機構</p> <p>地方独立行政法人堺市立病院機構</p>
--	--	---

<p>(2) 固定資産台帳について、複数機器（7点）を耐用年数10年で一括して登録していたが、当該機器のうち4点は、耐用年数を5年とすべきであり、耐用年数を誤って登録していた。</p>	<p>御指摘のあった機器7点は本来、単体でそれぞれの耐用年数に応じて登録を行うべきでした。</p> <p>移転時に大量の医療機器を購入した際、購入業者よりデータの提供を受け、固定資産台帳への取込みを行いました。そのデータの確認を怠ったことが原因です。</p> <p>当該固定資産台帳については、令和4年11月30日に7点を単体でそれぞれの耐用年数に応じた登録へ変更しました。</p> <p>今後は登録件数の多少にかかわらず職員による確認を徹底します。</p>	<p>地方独立行政法人堺市立病院機構</p>
<p>(3) リース契約しているエアマットレスについて、所有権移転外ファイナンス・リース取引に当たるためリース期間（5年）で減価償却を行うべきところ、誤って所有権移転ファイナンス・リース取引として自己所有の固定資産と同一の方法（耐用年数7年）で減価償却を行っていた。</p>	<p>エアマットレスのリース契約は、所有権移転外ファイナンス・リース契約であったにもかかわらず、所有権移転ファイナンス・リース契約と思い込み、耐用年数をリース期間ではなく、財務会計システムの設定に合わせた法定年数で登録し、備考欄へリース期間5年と記載していました。</p> <p>当該固定資産については、令和4年11月30日にリース期間にあわせた耐用年数へ変更しました。</p> <p>今後のリース契約については、所有権移転と所有権移転外を必ず確認し、所有権移転外ファイナンス・リースについては耐用年数をリース期間</p>	<p>地方独立行政法人堺市立病院機構</p>

<p>4 事業運営について [運営費負担金の積算について（意見）]</p> <p>市は、地方独立行政法人法に基づき、救急医療確保経費など設立団体として市が負担すべき経費を運営費負担金として病院機構に交付している。</p> <p>第3期中期計画期間（令和2～5年度）における運営費負担金は、中期計画策定時点（令和元年度時点）の状況を基礎に積算したうえで、各年度に予算計上がされている。しかし、市は、現在のところ、運営費負担金の対象とする経費の実績額を把握していない状況であった。</p> <p>運営費負担金は、地方独立行政法人法に基づき設立団体が負担すべき経費として交付しているものであることから、市は、対象経費ごとに各年度の実績額を把握することにより運営費負担金の検証を行うとともに、その検証を踏まえたうえで、中期計画策定時には、運営費負担金の金額を積算されたい。</p>	<p>にあわせて登録します。</p> <p>今回の御意見を受け、令和2年度及び令和3年度に交付した運営負担金の、項目ごとの実績額を病院機構に算出のうえ報告いただくことで把握しました。</p> <p>今後も、各年度の財務諸表の確定後、実績額の報告を受け把握することとします。</p> <p>また、次期中期計画策定からは、把握した各年度の実績を基に検証を行い、運営負担金の金額をよりの確に積算することとします。</p>	<p>健康医療政策課</p>
---	---	----------------